

講演

日中韓の歴史認識問題を乗り越えて —七段階のロード・マップの提案—

東郷 和彦*

1. はじめに

第三回目の国際関係史ワークショップ「東アジア国際関係史の新たなパースペクティブを目指して」の冒頭セッション「戦後70周年に寄せて」で、高士華先生について、お話しする機会を与えられたことに、先ず感謝を表明したい。

さて、「戦後七〇年の日本外交」について考えるとき、しみじみ思うのは、いろいろな意味で、日本外交が、先の大戦に起因する問題を解決するに至っていないということである。その結果として中国と韓国と言う日本の近隣国との政治関係が、戦後七〇年の間で最悪と言ってよいほど悪い。気持ちとしては、もういい加減にしないといけないと思う。

もちろん「和解」は双方向の行為である。日本だけで成立するものではない。けれども、日本がとりうるきちんとした和解のための姿勢——それは「加害者」の立場にいるときは「謝罪」の立場になるわけであるが——をとり、もう二国間の政治問題にしないための、日本側からの恒常的発信をすところまではいかねばならないと思う。

しかし、それでは、具体的にどういう問題が残っているのだろうか。

選んでみると、取り上げた問題が、歴史認識問題と領土問題に集中していること、相手国が、中国・韓国・ロシア、かつ、すべての問題の背景にアメリカがいることに、今さらながら気づかされる。

本講演では、まず、領土問題と歴史認識問題の「非政治化」すなわち「政治問題としての棘をぬく」という視点に立って、具体的に七つの問題を取りあげたい。しかし、ここでとりあげた問題は、いずれも非常に難しい問題である。日本の外交を推進していく妨げにならないような地点まで解決をすすめるといっても、問題は多義にわたり一辺に解決できるはずもない。これらの諸問題を順番に解決に導く戦略、ロード・マップ、見取り図が必要である。従って、先ずこの七つの問題についてのロード・マップについて説明したい。

その次に、七つの問題の中で、特に中国にとって関係の深いものを取り上げて所見を述べ、

* 執筆 者：東郷和彦
機関／役職：京都産業大学教授・世界問題研究所所長
E-mail：k4416@cc.kyoto-su.ac.jp

最後に若干の感想を付け加えることとした。

2. 七段階のロード・マップの提案

ロード・マップを造るにあたって、三つの公理について述べておきたい。

第一に、取り上げているのは領土問題と歴史認識問題であり、この二つは本来的にはかなり性質のちがった問題である。けれども、ここでは一体として考えねばならない。なぜなら、現在の時点で、ここで取り上げている三つの領土問題（北方領土、竹島、尖閣）は、すぐれて、歴史問題としての性格を具備するに至っているからである。

第二に、にもかかわらず、歴史認識問題と、歴史問題化した領土問題との間には大きな差異がある。問題の解決は、歴史問題化した領土問題の方がはるかに難しいのである。具体的な島の処理について、その中身に入って解決しなくてはならない。他方、歴史認識問題は、その本質において、「ものの見方」の問題である。実態的な解決を必要とする領土問題が、ものの見方によって本質的な転換をなしうる歴史認識問題よりもはるかに多くの課題を抱えるということは、ほぼ自明のように自分には見える。

第三に、領土・歴史認識いずれも、日本が攻める側、つまり現状変更を求める側にいる場合と、日本が攻められる側、つまり相手が現状変更を求めている場合とに分かれる。攻撃目標一点にすべての力を糾合することができる日本の判断が先ず問われる方が、相手方が何をどこまで要求してくるのが解らない相手の判断が重視される方よりも、対応は容易である。

	歴史認識問題	領土問題
日本の判断	①70周年談話（中韓）	④竹島問題（韓）
	②靖国問題（中）	⑥北方領土問題（ロ米）
相手の判断	③慰安婦問題（韓）	⑦尖閣問題（中）
	⑤徴用工問題（韓）	

以上の三つの公理に従いながら、七つの歴史認識・領土問題を解決しやすいものから順番に記したロード・マップが、上記の表である。このうち①から④は全体とし対応しやすいものであり、⑤から⑦（下線）が対応しにくいものである。

以下にこの七項目において特に中国との関係で意味を持つ項目を——他の国にとっても重要な関係をもちうるが——三つ選び、ロード・マップの中で早期解決可能性があるものに従って、所見を述べたい。

そうすると、その三項目は、戦後70周年談話・靖国問題・尖閣問題の三つということになる。

3. 戦後70周年談話

a) 背景としての村山談話

一九八九年冷戦が終了し、昭和の時代が終了し、世界政治の根本構造が変わった。このことは日本の国内政治構造にも大きな変化をもたらした。九三年「五五年体制」が崩壊し、自民党が野に下り、細川護熙氏を総理とする八党連立政権が成立、羽田孜政権を経て、九四年六月には、社会党党首の村山富市氏を総理とし閣僚のほとんどを自民党が占める連立内閣が成立した。私の見るところ、この旧来の理解では信じがたい内閣ができたことが、戦後五〇年の間、左と右の間で対立を続けてきた歴史認識問題にそれなりの決着をつける政治的基礎構造を提供した。

その結果、九五年八月一五日、「村山談話」とよばれる歴史認識の総決算が、閣議決定により採択されたのである。談話の最も核となる部分は以下のとおりである。

『わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます』

村山談話が発表された時、私は在モスクワ日本大使館の次席公使として仕事をしていて、一読して、勇気ある談話であり、歴史認識問題についての総決算を目指していると思った。当時のロシア・マスコミ界に開かれていた大使館の広報活動の一環として、直に有力週刊誌に「日本はアジアに対して勇気を示した。今度はロシアが対日関係で勇気を示す番だ」という趣旨の投稿を行った。そして、この方向をぶれることなく進んでいけば、アジアとの和解は実現するだろうと明るい気持ちで考えた。

それから20年、残念ながらこの期待は満たされなかった。なぜだろうか。村山談話自身に生命力がなかったのだろうか。そのようなことはない。安倍内閣まで、すべての総理はこの談話の継承を述べてきたし、日本政府・外務省は、これ以降、以下のすべての歴史認識問題にかかわる外国政府との対話において、この談話を基礎においてきた。

- ①九八年一月四日、天皇陛下のイギリス訪問を控えた橋本龍太郎総理の『サン』誌寄稿
- ②九八年一〇月八日、金大中大統領訪日において発出された共同宣言
- ③同年一一月の江沢民主席の訪日における日中共同宣言
- ④二〇〇〇年二月二日天皇陛下のオランダ訪問を控えた小淵総理のcock首相への発言
- ⑤〇二年九月一七日小泉訪朝で発出された日朝平壤宣言

⑥〇五年五月小泉総理のアジア・アフリカ会議におけるスピーチ

⑦〇九年五月三〇日の米国での「全米パターン・コレヒドール防衛の会」年次総会における藤崎一郎駐米大使の発言

⑧二〇一〇年八月一〇日菅内閣総理大臣談話

にもかかわらず、村山談話から20年、中国・韓国との和解はむしろ逆行している。それには様々な理由がある。けれども談話の力が切り崩されそうなことに、私は強い危機感をいだいてきた。

談話の構造は単純明快である。「日本が、植民地主義と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国に損害と苦痛をもたらした。心から詫げる」というものである。日本は、この談話をもって、ドイツに勝るとも劣らない道徳的な高みに立っている。ドイツの謝罪を表明した一九八五年五月のワイツゼッカー演説に十分に比肩する。ドイツの謝罪の原点が、一九四五年から四六年にかけて述べられたカール・ヤスパースの「四つの罪」を背景とする西欧哲学の「分析的」思惟の中から生まれているとすれば、村山談話は、鈴木大拙の「日本的靈性」をその発想の根源に持っていると解して少しも恥じることは無い。

鈴木大拙の「日本的靈性」の思想は、ヤスパースが「四つの罪」を思索したのと丁度同じ時期に発せられた。軍国主義日本とそれを駆り立てた思想を徹底的に批判する。そこから立ち直る「焼野原から芽生える青草のような」日本的靈性の力を喝破する。そういう思想の最高位として、浄土系の信仰と禅宗によって体現される鎌倉仏教があげられる。物事の本質に踏み込む大拙の思惟は、優れて直観的・包摂的であり、簡潔な語彙によって戦争の真実に迫ろうとした村山談話の思惟と、通底する。

村山談話の持つ道徳的高みを維持することのなかから、本格的に中韓と話し合い、相手の心をこちらに惹きつける道が開かれる。日本の謙虚さを基調とする道徳性は、いつか中国・韓国との和解をもたらすこととなる。私はそう考えてきた。

b) 安倍70周年談話の本質

さて、安倍談話が発表された日、私も固唾をのんでテレビの前で、一言一句を聞き落すまいと思って聞き入った。談話はかなりの量があり、様々な言葉で歴史を物語っていた。しかし全体を聞き終わって、私は本当にほっとした。これなら大丈夫だと思った。その後テキストを入手し詳細に読んだ。幸い私の第一印象は間違っていなかったと思っている。この談話で最も注目しなくてはならない点は、二か所ある。

『我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からなるお詫びの気持ちを表明してきました。その思いを実際の行動で示すため、インドネシア、フィリピンはじめ東南アジアの国々、台湾、韓国、中国など、隣人であるアジアの人々が歩んで

きた苦難の歴史を胸に刻み、戦後一貫して、その平和と繁栄のために力を尽くしてきました。こうした歴代内閣の立場は、今後も、揺るぎないものであります』

これは安倍総理が事前に述べていた様々な意見からすると、誠に爽快・明快であった。それまで安倍総理の口からは出ないのではないかと思われていた「痛切な反省と心からなるお詫び」という言葉が、全く疑義の余地なく発言され、「今後も揺るぎない」と言う表現を以ってこれまた疑義の余地なく確認された。

行為の対象は「先の大戦における行い」ということで包摂的・直感的な表現をとっている。もう一つのキーワードとされた「侵略」と「植民地支配」はこの発言の前に述べられ、日本がそういうことをしたということが解釈されるようになっていくのみである。けれども日本が苦しめた対象が「中国」と「韓国」であることは、そのほかのアジアの国々と共に、明確に述べられている。忘れてはいけない。村山談話には、国の名前は一切でてこないのである。

もちろん更に明確な表現を取りえたという批判はあるかもしれない。けれども私は、これだけの明確性を持って述べた安倍談話は、村山談話を活かし、その基本ラインをこれからも大事にしていく十分な基盤を作ったと確信した。私たちはこれからも、村山談話と安倍談話を、その本質において、一体のものとして考えることができると思う。

安倍談話でもう一カ所注目すべきは、次の一節である。

『あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子供たちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。しかしそれでもなお、私たち日本人は、世代を超えて、過去の歴史に真正面から向き合わなければなりません。謙虚な気持ちで、過去を受け継ぎ、未来へと引き渡す責任があります』

私はこれを聞いて、瞬間的に、ああ、これは安倍総理のワイツゼッカー演説だと思った。1985年のワイツゼッカー演説は二つの柱からなっている。第一は、ホロコーストを始めとしてドイツが行った罪は、ナチスと言う特定の時代の特定の集団が行ったものであり、これに加担していなかったドイツ人には、罪はないという思想である。安倍談話でいう子供たちに謝罪を続ける宿命を負わせてはならないという考え方と軌を一にする。

もう一つは、罪はないけれども、同時代のドイツ人、そしてそれ以降のドイツ人にも、そういうナチスが犯した罪に対してどう身を処していくかと言う責任はあるという考えである。この「罪と責任の分離」にこそ、ワイツゼッカーが戦後のドイツを国際政治の中に活かしていった根本思想である。それでもなお日本人は、歴史に謙虚に、過去を受け継いで未来に引き渡すという安倍談話の後半部分こそ、ワイツゼッカーのこの責任の部分に匹敵する考えである。

第一項目を安倍総理はクリアしたのである。

4. 靖国問題

さて、2015年12月28日の慰安婦問題についての日韓合意によって安倍総理は、韓国との関係が中心となる第二項目も、的確にクリアされたと思う。しかし中国との関係で、日本の判断によって実施できる大きな課題は、靖国問題である。

a) 戦争責任についての日本における二つの見方

私が歴史認識問題に強い関心をもったのは、外務省を辞めてオランダのライデン大学で勉強を始めた二〇〇二年、小泉首相の靖国参拝で毎年、毎年日中関係が冷え込んでいくことに強い危惧を持った時からである。

なにか問題を解決する知恵はないかと考え続け、二〇〇六年夏、『靖国参拝にモラトリウム(一時停止)を』という論文を『ファーイースタン・エコノミックレビュー』誌に投稿した。丁度このころから日本に帰り始め、この年、小泉総理の退任前の8月15日の靖国参拝に伴い靖国論議が日本でピークに達し、私も日本のマスコミに同様の主張を複数発表した。

一番言いたかったポイントは、戦争で亡くなられた方々に後の世代としてどう接するかは、まずもって、日本自身の問題として解決しなくてはいけないということである。そこに先ず登場するのが「戦争責任」の問題である。

戦争責任の問題について日本は、極東裁判で連合国によって戦争責任を判示され、その判決をサンフランシスコ平和条約第11条で受け入れた。しかし事後法であり勝者の裁判であった東京裁判の多数判決に納得できない人も多い。筆者も納得していない。戦後国際社会復帰への基礎となったサンフランシスコ平和条約、その11条を政府として覆すことはすべきではないし、そう考えている国のリーダーもいない。けれども、もしも東京裁判多数判決に納得しないなら、戦争責任の問題について、日本自身の判断はないのか。

その日本自身の判断が、正に村山談話であり、それと本質的に一体たる安倍談話なのである。しかし、それでは、「先の大戦で日本がアジアの国々に与えた苦しみ」の責任はだれがとるべきなのか。そこでいう日本とはだれのことなのか。誰に戦争責任があるかと言う問題には二つの考え方があると思う。

第一は、赤紙一枚で連れていかれた国民と、赤紙で国民を引っ張ったリーダーとでは、明らかに責任が違うとする考え方である。特定のグループに戦争責任があるという立場をとる場合には、どうしてもそこに、責任者とその責任者以外の人たちとの間の線引の思想が生まれる。そうなると、歴史の過程の中で、A級戦犯と言う形でいったん名前の固定した人が一四名いたということは、否定のしよりの無い事実として残る。間違いだらけの裁判ではあっても、唯一の判断である東京裁判の判決を国民が主体的に引き受けようという方向性が生まれるかもしれない。この場合、A級戦犯の合祀についての再検討の問題が浮上する。

第二は、時の勢いを支持した国全体としての責任を探求する考え方である。戦前の世論、メディア、知識人、政治的指導者の大部分が、日本が大陸に拡張することを支持していたという否定できない事実がある。

明治から太平洋戦争に至る日本の歴史を学べば、満州事変以降終戦までの歴史で、ドイツのナチズムのような形で戦争責任者を線引きすることがまったくできないことは、よく理解できるはずである。指導者とそれに従う立場に立たされた国民との間に同じ責任があるというのは無理があるとしても、国民それぞれに切れ目ない応分の責任があったのではないか。この考えをつき進めるならば、国全体としての責任を命にかけて引き受けた人たちは国民としての感謝の対象となる。A級戦犯合祀には積極的な理由があるということになる。この二つの問題に解を与えるというのは実に難しいことである。

もう一つ、日本の国内の問題として、非常に難しい問題がある。それは78年のA級戦犯の合祀以来、昭和天皇が靖国にお越しにならなかったことがなく、また、今上陛下も靖国に行かれないということである。英霊が靖国で会おうと言ったのはまず家族であり、友人であり、故郷の仲間たちであった。しかし、圧倒的多数の当時の日本軍人の心の中には、日本国家の中心に天皇制と天皇陛下がいたのである。英霊が再び会いたいという気持ちを持つ国の指導者は、それは、首相というよりも、正に天皇陛下なのではないだろうか。問題に正面から向かわないがゆえに、これからも、この矛盾を抱えたままで靖国問題をかかえていくのだろうか。

b) 戦争責任に対する中国の見方

ここまで述べてきたことは、日本内部の問題である。しかし、現実には中国がこの問題について強い意見を述べる。中国は何故この問題について意見を述べ、それには正当性があるだろうか。私はあると思う。

問題の根源は1972年の日中国交回復から今日にいたる日本政府の中国に対する態度に起因する。それは、「周恩来テーゼ」と言ってよい見方に、どう対峙するかの問題である。

日本人一般がこのテーゼを一番初めに広く耳にしたのは、一九七二年九月二十五日、日中国交正常化の調印のために田中角栄首相一行が北京についた夜の歓迎夕食会で行われた周演説のようである。周恩来はこの時「日本国民も、中国人民と同じく、日本の軍国主義者の共通の被害者である」と言う発言をした。この時以来今日にいたるまで、日本の責任ある指導者の一人たりとも、このテーゼに反論した人はいない。この種の問題について、反論しないことは、少なくとも黙認を意味することが多い。そうなると、結局中国の考え方は、①靖国神社には、日中人民の共通の敵である日本軍国主義者の代表たるA級戦犯が祭られている。②靖国神社に参拝するのは、A級戦犯に参拝することになる。③だから、靖国神社の参拝は許せないということになる。中国の考え方には一理あるということになる。

それではどうするのか。中国の考え方をただ尊重してA級戦犯の合祀をはずせばよいのか。

これはこれでまた、日本の国内において難しい議論に直面する。日本におけるナショナリストの一番強い議論は、東京裁判が事後法で勝者の裁きである以上戦争責任と言う問題はそもそも存在しない、従ってA級戦犯の合祀に反対する理由はないというものである。

さりとして、総理の参拝を行えば、中国側の大反発を買うのは目に見えており、14年11月の最初の安倍・習近平会談の直前の四点合意で双方が了解したと思われる「もしも行けば大きな問題になる」と言う警告を無視したことになる。しかしそれでは、当面の策は、またモラトリウムに逆戻りし、靖国の本質にかかわることについては再び何もしないということで終わってしまうのか。

釈然としないところがある。

そこで自民党の有力な議員をされ、また、長く遺族会の会長をされていた古賀誠氏が最近発言しておられる提案を紹介して本問題の結論としたい。

古賀氏は、66年にA級戦犯の祭神名票が厚生省援護局から靖国神社に送られて以来、78年松平永芳氏が宮司になられた直後に合祀が行われるまで12年の歳月が流れた史実を振り返り、段階的な解決の基礎をつくるために、一四名の名簿を、まず、この66年から78年の間の状態に戻すことを提案している。

いわば「靖国あづかり」という新しいモラトリウムの創造によって、天皇の参拝と中国との和解と言う二大目標を近未来に実現する可能性がでてきうるなら、これは非常に興味深い段階的解決案ということになるのではないか。

5. 尖閣諸島問題

a) 尖閣問題の発生

さて、中国が専ら関係する最後の問題として、尖閣諸島問題があり、これは七項目の中で私が最も難しいと判断する事項である。なぜそれほど難しいのか。

一四年九月一日、日本政府が尖閣諸島のうち、魚釣島、北小島、南小島の民法上の所有権を、民間人から国に移したことをきっかけに、同月一四日以降、中国公船は荒天の日を除きほぼ毎日接続水域に入域するようになり、さらに、毎月おおむね五回程度の頻度で領海侵入を繰り返すようになった。侵入のデータは海上保安庁のホームページ「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」で即座に公表される。

領海侵入の理由について、一二年九月二十五日、中国政府は網羅的な「釣魚島は中国固有の領土である」白書を発表、その結論部分にこう記している。

『中国は終始釣魚島海域で恒常的な存在を保ち、管轄権を行使している。中国海洋監視船は釣魚島海域でのパトロールと法執行を堅持しており、漁業監視船は釣魚島海域で常態化

したパトロールと漁業保護を行っており、その海域における正常な漁業生産の秩序を守っている。…』（在日中国大使館 HP）

この主張は全く受け入れられない。中国は、その主権的な権利として、如何なる土地を自国領と主張する権利はあるだろう。日本がそれを認めないとしても、意見を言って交渉を求めるのは、中国の自由である。けれども、自国の立場を主張するにあたって実力を行使し、領海侵入をもって領有権を主張することを認めるわけにはいかない。

日本政府が尖閣領有を開始してから120年間平穏にこれを実効支配していたところに、組織的・継続的・恒常的に外国の公船が「自国の領有を誇示するため」に実力を行使して入ってくる事態が起きてしまったのである。

国連憲章上の武力行使の例外措置である、自衛権の行使にも、安全保障理事会が決める集団安全保障によっても、尖閣諸島領有の実力による正当化が許されないことは、ほとんど自明と言ってもよい。

少なくとも、近来の中国の行動は、日中平和友好条約で中国が自ら否定した「覇権主義」以外のなにものでもない。

それでは、日本の安全保障と外交にとっての最重要課題といってもよい尖閣問題について日本はどう対処するのがよいか。私は、問題が発生してから「抑止と対話」しかない、一貫して主張してきた。

安倍総理の防衛・安保政策は、概ね「抑止」の方向に向かって的確に動いていると思う。「対話」についても14年11月のAPEC、15年4月のアジア・アフリカ首脳会議における習近平主席との会談他、少しずつ対話の流れは進みつつある。そのこと自体は歓迎すべきことである。けれどもこの対話の現時点における最重要の目的は、尖閣への公船の侵入を止めさせることにある。日中の対話はそういう方向に向かって動いているのだろうか。

b) 対話解決への道しるべ

どうしたらよいか。一点を条件として、日中双方は、現在陥っている「領土問題があるかないか」についての神学論争からぬけだし、歴史的・法的議論を十分につくし、「尖閣諸島問題と共存する知恵」をさぐることを提言したい。ただし、そのためには、一つだけ条件がある。現在中国が既得権益化している「領海侵入」だけはやめていただかなくてはならない。

これが続く限り、日本側は武力の恫喝の下での交渉を強いられる。これは絶対に受け入れられない。従って日本側の最重要交渉目標は、中国側が「好きな時に公船を送り込む」という「新現状維持」から、72年から2012年の間にあった「中国側が領海侵入を自粛し、日本側が『上陸しない・創らない・調査しない』の三つのNOを維持する」という四〇年間の「元現状維持」に戻すことにある。しかし、言うまでもなく、これは難しい。

現下の尖閣問題をめぐる日中間の難しさはすべてここに帰着する。そこで、この難しさを打開するための日本が提案すべき打開策を考えてみたい。

- ①尖閣問題の解決についてあらゆる側面から話しあうために、お互いに前提条件をつけない話し合いを始める。
- ②この話し合いの目的は、尖閣諸島についての、日本と中国の平和的共存の在り方をさぐることにある。
- ③日本は、今も継続している「上陸・調査・建築についての三つのNO」を継続する。
- ④中国は公船を尖閣領海にいれない。しかし、中国は2014年の日本政府による「国有化」がすべての原因だから、これには応ぜられないというであろう。
- ⑤そこで日本側から百歩ゆずって、中国の主張の面子をたて、尖閣について中国が最も強く異を唱える「国有化」について、国内法上での所有権者を、国からXに移管することを考えたらどうだろう。

言うまでもなく、この案の最も難しい点は、上記のXが存在するかと言う点にある。自分には即Xを見つけることができない。しかし、国民的な議論の中からそれを見つけ出し、中国に提案してみたらどうであろう。

この問題が本当に難しいのは、仮に日本がそこまで譲歩したとしても、中国側がこれに応ずるかどうかが全く分からないということによる。中国は当面の外交上・戦略上、以前よりはるかに有利な状況にある。現下の東アジアにおける地政学的なパワー・バランスにおいて、尖閣諸島の持つ意味は極めて大きい。そこに公船を自在に送り込めることは計り知れない地政学上の優位性を持つことになる。この優位性をてばなすだけの長期的メリットを中国側が見出しうるのか。ここが読み切れない。

そこが確とした肯定的な解にならない限り、この問題が解決に至る見通しはなく、行き着くところはいつか起きるかもしれない戦争ということになるだろう。情勢は、極めて混沌としているということになる。けれども、残り六つの課題がすべて片付いた後になお、中国は今の立場に固執するのだろうか。その問いは、そういう今の国際情勢とは随分違う事態の下でもう一度考えることにしたい。

6. おわりに

冒頭に述べたように、本講演は、戦後70周年がたったところで、日本として、歴史と領土について、日本外交に突き刺さった棘であることをやめ、よりバランスのとれた対外関係を構築していくことができないかと言う願いをこめて行ったものである。ここで述べたことの大纲は、拙著『危機の外交：首相談話・歴史認識・領土問題』（角川新書・2015年7月10日）の中で述べられているので、ご関心のある方はご覧いただければ光栄である。

歴史と領土を統一的視点で眺めて本書のように「棘をぬく」ための考え方を整理していくと、自ずから、一つのジレンマに陥ったことを述べておかなねばならない。それは、歴史問題として問題をとらえたときに、自ずから「被害者と加害者」の問題が生じ、加害者の立場に立つときは、その基本姿勢は、「事実の認識と謝罪と記憶」ということになる。和解はこれに対して、被害者の方から行う行為であり、加害者の立場から本来的に要求すべきことではない。

以上の道徳的立場で考えるとき、優れて政治的な観点より発する「棘を抜く」という考え方との間に、不協和音が発生する。如何ともしがたい。しかし、戦後70周年が立ったところでの日本をとりまく政治環境を考えたときに、もはや、歴史認識に係る政治的棘が、枝となり繁みとなっていくことを見過ごすことができにくくなってきていると思う。それは、あまりにも日本の国益を害する事態となりうるように思われる。内面において道徳的立場を堅持する矜持をもちつつ、「棘をぬく」アプローチを前面に出してみた次第である。

もう一つ、最後に付け加えておきたいのは、ここで述べた安倍総理の70周年談話の評価、更にこれにつぐ慰安婦問題合意の評価、そしてこういう最も難しいことを実現していく、安倍総理ないし安倍総理的な政治家についての評価についてである。今までのところ、中国、韓国、更には米国にいたるまで、安倍総理の思考の中にある狭い意味でのナショナリスト的なものに対する警戒心は今に至るまで強いと言わねばならない。

そして、これまでのところ、安倍総理の行動に対してはどちらかと言えばまず警戒心から来る批判が先行し、これが、特に安倍総理周辺の支持者からの反発をかい、相互批判の負のサイクルを発生させている。

しかもそのような対応の中から、実は安倍総理であるが故の可能性の芽をつぶすようなエネルギーが巻き起こっているような気がするのである。それは、現下の日本の政界で、安倍総理ほど、保守しかもいわゆる「ナショナリスト」的な保守の陣営から支持されている政治家はいないということである。歴史と領土に関する本当に難しい政治決断は、そのような保守の政治家にして初めてとりうる可能性がある。なぜなら、「ナショナリスト」的な陣営は、自分たちの最大の希望の星の行う譲歩ならこれを受け入れる可能性があるからである。アメリカにおける保守の代表だったニクソンであればこそ、文化大革命時代の毛沢東と手を握り、アメリカの保守陣営もまたこれを支持したのである。

そのような意味での安倍晋三総理の持っている可能性を、中国も韓国も到底理解し活用しようという風には見受けられない。残念なことである。

